を修飾する語として用いられているのではないかと思われるからである。とすれば總司衙門は元締めの衙門というような意味になるであろう。

三二七　9　「宣使は行省の下級官人(首領官)である」とあるが、宣使は中書省をはじめ一定の上級衙門に配置されてある上意下達の使者要員であって、奏差などと共に特殊吏職グループを形成する。それ故首領官の範疇には含めない方がよいと思う。

三三一　11　「界内　管轄内というに同じ」とあって、界内を管轄境界内の意味に解しているが、この場合は任期内の意味に解するのがよいのではあるまいか。

三三七　9　「明日」は「明白」が正しい。

三四一　8　「順不」は「順元」が正しい。

第三冊

七　1　「送って諸路の醫學提舉司の申に據れば」は「送って據けた醫學提舉司の申に」とすべきであろう。〈原文〉送據諸路醫學提舉司申。

三三　7　書吏に註して「……吏から官に登ろうとする者は、必ず一度は書吏を經驗しなければならなかったという」とあるが、これは書吏を經由して官に登る胥吏はエリートコースを辿っているものとみなされるという趣旨の拙稿を誤解した表現である。

三五　6　「右丞」は文意からすれば「右丞相」とあるべきであろうが、元史宰相年表には、塔察兒が右丞相になった形跡はない。

一六二　9　「奏哈」は「奏呵」が正しい。

二二七　13　「納得」は「納者」が正しい。

二五九　8　「委ねて提調の部官自ら事を主り」は「提調の部官と主事とに委自(ゆだねる)す」とすべきであろう。〈原文〉委自提調部官主事。なお六部にはそれぞれ部内では最高の首領官である主事が置かれてある。

(牧野修二)

中國村落と共同體理論

旗田巍著

昭和四十八年　東京　岩波書店　A5判　三一二頁

私が本書を繙いて一ばん氣になるのは、第一部中國村落の研究視角(第一・二・三章、三―四九頁)では、ひろく中國村落にふれてあるが、第二部中國村落の共同體的性格についての檢討(第四―八章、五三―二六二頁)――これこそ本書が高く評價される傑出した論稿であるが――は、華北農村調査要圖で示されたように、河北の順義・良鄉・欒城・昌黎・靜海五縣(五ヵ村)と山東の歷城・恩縣二縣(四ヵ村)の調査(尤も近鄰村落の調査が處々でみえるようだが)に主として限られたもので、それを表題にあえて「中國村落」の名で論述をすすめられたことである。華北村落の共同體的性格の檢討だけから、華中南や東北地區の村落のそれをも含みうるような

共通した結果が、華北二省七縣九ヵ村の調査から出るものか。

私も長年中國で農業・農村・經濟調査をやって來ただけに、氏の第二部の諸論稿に對し、人一倍、苦勞と苦心の結晶であり、不世出の傑作として尊重するものの、それを以て中國一般にまで敷衍させるばかりか、第二部の論稿のなかに論斷の行き過ぎを處々に見出すので、私の所見を披露したい。

なお附錄三篇のうち、最後の中國の土地改革と土地所有の諸型態（二七五―三〇四頁）は、『東洋文化』四號（一九五〇年一一月）に掲載したものを、一九七三年本書に附載されたが、氏の土地改革に對する理解が、あまりにも貧しすぎる。氏はこの論稿一　土地改革の重點で「中國共產黨の土地改革の目標・達成」手段については、一九四七年十月十日の『土地法大綱』から援用され、この『大綱』にもとづいて一九五〇年春までに東北・華北全區その他一部地區の土地改革が實施されたが、氏の論文が出る數ヵ月前、卽ち五〇年六月三〇日『土地改革法』が改めて公布され、華中・南等に行われたものは、氏のいう「富農の餘剩財產・餘剩地の沒收」のことは無く、再び一九四六年五月四日の『土地問題に關する指示』の精神を復活して「富農の土地・財產を動かさず」（『土改法』第六條）とある。從って土改の重點・土改の意義は、かりに氏が『土改法』を講演乃至雜誌登載時期に識らなかったとしても、附錄にのせる場合、書き直すなり、追記しておくべきではなかったか。

尤もこの論稿の一の土改の重點で、「華北における土地關係」に限定して、二　華北における土地所有關係の一般的性格、三　土地所有の諸型態に、氏の力點がおかれたとみても、疑點が多々出てくる。この問題は、私もひろく中國全體に視點をおいて、年季をかけて勉強したところで、ここでは二點だけ採りあげておく。一つは二九七―三〇〇頁の「錢租」について、私の舊友馮和法君の『農村社會學大綱』（二三三頁）にあげられた錢租の成立する土地形態のなかから、商品作物地帶と官公有地・不在地主地におけるそれを採りあげ、「華北においても、この二つの傾向が見られるが」、「とくに河北省においては、それが壓倒的比重を占めるのは、商品作物がとくに普及しているためではなく、官公有地・不在地主地の存在」、「そのなかでも、とくに重い比重を占めるのは、かつて官旗產のあった地帶に成立する金納地代である。旗地は官人的土地所有の典型である」として、以下、旗地について中味の無い「官人的支配の特質」が論ぜられている。

私は一九三五年から一年有餘、滿鐵留學生として北京に滯在したとき、中國語を敎えに來てくれたのは二人の滿洲旗人であり、親しく家族つきあいした關君は、その名族であり、私が『支那農業經濟論』の執筆に努力していたときだけに、旗人・旗地問題に話題を向けずにおれなかったし、肅親王家の憲容君からは一そう詳しい話をきかされたし、容君自身が『東亞論叢』第一輯（一九三九年刊）に「河北省の土地制度に就いて――皇產・旗產・寺產の成立とその變遷とを中心として」を發表して、皇產・旗地の實態を明らかにしてくれたし、『天津益世報』（一九三六年二月二四日）には平津兩地、天津、靑縣、滄縣、武淸・豐潤・盧龍等に所在する數百萬頃（？）に達する旗產は、その約半數が一九三五年七月の河北省官旗產淸理處（一九二五年五月設置）の裁撤までに拍賣（たたきうり）された（拙著『支那農業經濟論』上、一八―二四頁の「旗地」併看）。

いったい清は、入關後の京營八旗十萬餘に對し、王侯貴族等には封地を撥給し、兵丁には口粮のほかに三〇畝、參領以下の官にはそれぞれ六〇畝を給し、また官職に應じて地畝を益給し、かつ免税したという。私の識るところでは、旗田君のいう「莊頭」を雇傭できるのは、大土地を得た一部の者にすぎず、旗人對佃戸の間で結ばれる小作契約は錢租だが、旗人には「經商逐利」が禁ぜられもし、氏のいう「官人的支配」とはどんなものか、その實證が欲しい。

それに三〇〇頁の末尾で「水稻地帶たる歴城縣において、分租や穀租が支配的」だとの氏の言、私は半年歴城縣の中心の省城濟南に留學し、『山東農業經濟論』を書いたが、當時滿鐵駐在員の諸氏らとあるきまわった此の歴城縣は、張心一の「山東省概況估計報告」では水田一、五〇〇畝、旱地九二一、六九三畝と推計され（統計月報』一九三一年一月號）。どうやら氏の調査された冷水溝莊（約三七〇戸のむらで、「村民の大部分は自作農で、自小作は約二五戸（七%）で」（一四二頁）、「水田が多く、」「米がつくられている」（二一八頁）のことらしい。ところが同縣路家莊（大部分が自作農）の「看坡的にたいする報酬」は、「麥秋の時には一畝につき麥半斤、大秋の時には粟半斤」とあり、蘇家莊の「罰則」には、高粱・豆子・穀・黍稷・栁子の名がみえ、稻米のことは出ていない（二一七頁）。ここでも冷水溝莊を以て歴城縣を代表させるといった擴大解釋が顔を出している。それから栁子とは何か、敎えてほしい。

また附錄二　權力と村落―攤款を中心にして―でも、河北省順義縣の調査例であろう、それが誠に詳しく述べられ、私も大いに啓發されたが、馮和德氏の「河北省高陽縣的鄉村財政」『天津大公報』（一九三三年一一月二九日）をはじめ、當時大きな問題になっていた「攤款」については、拙著『支那農業經濟論』中卷、三八―四七頁に少なからず紹介しておいた。私の云いたいことは、氏が二七〇頁(4)で村が攤款を村民から徴收する方式が、その一事に限られているわけではない。氏の調査成果は誠に立派なものだが、一事を以て廣く他に及ぼすような態度・姿勢が此處にも見える。

いよいよ氏の傑出した研究成果・第二部のまず第七章「開葉子」と落穗拾いを採りあげたい。氏によれば、「華北の農村には、……高粱の葉を一定期間だけ誰が取ってもよく、その期間の前および期間が過ぎたあとでは、誰にも取らせないという慣行」が、「普遍的に存在する」。「私が使う材料は昭和一五年から一九年にかけて、滿鐵北支經濟調査所慣行班が實態調査として集めた材料である」とし、河北昌黎縣侯家營、良鄉縣吳店村・常家莊・北劉村、順義縣沙井村・郝家疃、寶坻縣大趙各莊での用語七例を示された。ところで此の七例のなかで「開園打葉子」・「開葉子園」は、氏の所謂「看青」と密接に結びつき、「看青は盜人や家畜が作物を荒すのを看視するだけでなく、一定期間以外に高粱の葉を取ることにたいしても看視する。それが自分の葉であっても、公認された一定期間以外には取ることはできない。もし取ると、看青の規約違反として罰せられる」と（二三五頁）。

高粱の葉掻き（打葉・披葉＝劈葉）については、一九三五年一月號の『滿蒙』に私が「魯省隨想」をのせたとき、山東省の「農作の第二位を占める高粱」は、成熟前卽ち七月に打葉がなされる。卽ち人の手の屆く範圍の葉は、すべて打ち落とされるので、極端なのになると、上の方三、四枚の葉を殘すのみ。これなどは滿洲には例を

見ないところであるが、百姓に云わせると、その害は認めず、成熟を早からしめ、倒伏を防ぎ、害虫の發生を防止するとのことである。搔き落とした葉は、太陽で乾かし、牛馬の飼料に供する。之を賣れば一大畝分で一元五、六十錢の收入となる」と述べ、また『山東農業經濟論』では水野薫君の『山東の一農村（膠縣張耀屯）に於ける社會經濟調査並に同村に於ける農家の經濟』（一九三五年五月刊）から「高粱の出穗後、葉を採收して之を乾燥せしめ」ると、「榮養も多く、粗飼料の王とされてゐる」を註記しておいた。

水野君にしても私にしても、社會經濟調査に視點を向けていたから、村のとりきめとして行われる「開園打葉子」は、旗田君によって初めて敎えられ、私の理解を深めえたが、いったい高粱の栽培の最も多い地區は、東北地區卽ち昔の滿洲であり、私の識るかぎり「打葉子」が行われないし、その次ぎは山東・河北・河南・四川・陝西・江蘇・山西・安徽の諸省の順だが、山東省には「打葉子」は行われるが、村のおきてとして處罰規定を伴なうものがあったのか疑わしく、旗田君の論稿は河北四縣七ヵ村に限られていながら、冒頭（二三三頁）で「この〔開葉子の〕慣行は、華北一帶の村々に廣範圍に存在する」として、論をすすめられる。

つぎに「村が公に定める」「開葉子の時期」は、「各村がそれぞれに定める」（二四三頁）とあるが、どのようにして定めるのか、一言も述べてなく、良鄕縣吳店村では陰曆七月七日頃（二〇三頁には七月一日とみゆ）から、順義縣郝家疃では七月頃に、昌黎縣は六月二〇日頃から約半月間、順義縣沙井村では暑伏に入り暑伏が過ぎるまでをその時期とする（二三六頁）、沙井村のは所謂三伏の間をいうのか。氏の調査年次がそれぞれでちがったものか、讀む者にとっては、戸迷いさせられる。そこで私は若干補足しておく。打葉の時期と技術が適切なら、子粒の產量に惡い影響は無い。高粱の抽穗後二一日（黃熟期）に二葉を殘して打葉すれば、葉の產量が割合多く、營養價値も高い。抽穗後十四日（乳熟期）に四～五葉を殘して打葉すれば、子粒の產量・品質に甚だ大きな影響は無く、葉の品質も好く、ただ葉の產量が少し低い。打葉が早過ぎれば、子實の產量に影響するとの張景華氏等の試驗を、浙江農業大學編著『作物栽培學』上冊（一九六二年刊、二六四―五頁）で引くと共に、「若干の地區」でこの打葉が行われるとしている。

さて開葉子の當日、氏によれば看靑夫が廟の鐘をならすとか（吳店村・北劉村）、雜役夫がドラを叩いて「開葉子、開葉子」と叫びつつ村中をあるく（侯家營）。開葉子の期間中（約半月）は本人と他人、本村人と他村人の區別なく、誰でも自由に高粱の葉を採ってよい（ただ寶坻縣大趙各莊のみ、他村人の立入りを制限す）。尤もその前後のところで、良鄕縣常家莊の例をあげ「從來は本村人も他村人も同樣に自由に採取していたのが、高粱が少なくなると、本人だけが取るようになり、……すぐに本人以外は何人にも取らせない段階に移っている」と（二四五頁）。

ここにも私の理解を超えた言葉が出てくる。華北の移民によって開拓された東北地區は、高粱・粟・大豆の三色粮をつくり、それも「畝」に十倍する「垧」＝「天地」で以てその耕作規模が示される農家の高粱栽培に、この「開葉子」が行われず、毎年十數萬の移民を送って來た山東の多くの地區で、「打葉子」が行われこそすれ、一定期間中、他人（本村人・他村人）に自由採取を公認したほど餘裕のある營みが、氏の調査當時みられたものか。山東での報告が見

えない。から、河北での一握りの村での調査を借ると、「開葉子の期間中は、誰の畑に入って高粱の葉を取ってもよい」。「貧乏人はこの時期のくるのを待ちかねており、合圖とともに高粱畑にとんで行く」。「どこでもかまわず」、「また取る量にも制限はなく、いくらでも欲しいだけ、取れるだけ取ってよい。高粱の葉は家畜の飼料となり、燃料ともなり、大量に集めれば賣ることもできる」。「開葉子の時期は貧乏人にとって節句のようだと、村民がいっている」と（二三七頁）。

これは氏の第七章開葉子と落穗拾いの「自由採取は、大多數の村において本村人・外村人の區別なしに」許されるものだが、それはあちこちで氏が書いているように、「貧乏人」には舊くから認められたもの。もし開葉子の期間に營業的に「打葉」するような業者が出た場合に對する問答が、果たして氏によって行われたものか、たずねてみたい。私は、東北から華北・華中・華南の城鎮・農村を、通譯を伴ない同僚と共に調査して來たが、日本人としての調査の限界、同様なことは中國人の調査のなかにも汲みとれるので、とにもかくにも中外人の調査資料をうんと讀んで、調査對象に接近すべく心掛けて來た。

旗田君自身も、二四七頁で寶坻縣大趙各莊で、「開葉子・落穗拾い」とも本村人にだけ取らせ、他村人には取らせないといった別說を、この村出身で順義縣公署につとめるインテリの吐かれたのを紹介しつつも、「村の實情とちがった知識をのべたような疑いもあり、そのまま信ぜられない點がある」と注意された。こういった疑義は、村にはいって「物識り」（讀書人・邑紳）から教えられる話の中に、たえず出沒するものであるが、氏は之を例外事項と認め、「高粱が少なくなると、本人だけが取るようになる」とて、「その場合に他村人はいけないが、本村人は取ってよいという段階がなく、すぐに本人以外は何人にも取らせない段階に移っている」というのが、氏のいわんとする點で、「開圈打葉」は、華北全般の農村に存在する慣行とみてよい」と大膽に發言された。

それならば、私は氏に借問したい。旗田君の調査對象となった河北冀城縣寺北柴村は、棉が主要作物で、この地方は華北における重要な棉作地帶であるという（五四頁）。そこでは村のおきてとして、「拾花日」の慣行があったかどうか。山東省の一部の棉作地では、棉蒲（もも）をつみとる「拾花」は、在來棉なら四日ないし五日おきに、米棉種なら六日ないし七日おきに行われるが、村々では棉盜人を防止するため「拾花日」を約定し、降霜（十月中旬～十一月上旬）までの間、拾花日以外の日に村人たちは自分の棉花畑への立ち入りを禁ぜられる。もっとも降霜後、色の褪せた棉蒲は、何人も自由勝手に他人の畑のものさえ採ることが認められたという。ちょうど「開圈打葉子」が高粱畑で行われたように、華北の主要棉作村でこうした「拾花日」についての村の慣行が見られたか。この點、氏の著書には一言も觸れていない。

いったい村の慣行、おきては、「各村がそれぞれに定める」だけに、旗田君のいうことが中國全土に廣く見られるものか、疑惑が出て來る。氏は專門に村落の共同體的性格を究明した人物だが、私はその研究分野こそちがうが、農村を調査していた際に、當面した見聞が、氏の述べた事柄とちがう若干の具體例をあげておこう。

氏は「作物が畑にあるとき、家畜を放し飼いにすることは許され

ない。もし家畜が他人の作物をあらすと、盗みに準して處罰される」というとし（一〇二頁）、良鄕縣吳店村の「佈告」（如有牲畜故意踐踏禾苗、偸食五穀、按一元至二十元罰之）を引かれた。ところが、私が一九三三年三月に吉林省懷德縣大泉眼の調査をしたとき、當村には「種豚（牡豚）がおらず。鄕村の燒鍋（高粱酒のつくり酒屋）が飼っており、それが發情して當村まで牝豚をたずねまわり、畑の作物をどんなに荒しても、村人はこの種豚を鞭うって逐い出すことができぬという慣行の存する」ことを敎えられた。公主嶺經濟調査會『滿洲一農村の社會經濟的研究―大泉眼部落調査』（昭和九年刊）では、ここの「部落の成豚二十五頭中、六頭は繁殖牝で、他は全部去勢せる肥豚である。……繁殖牝六頭を有する此の部落が、牡豚を一頭も持ってゐないと言ふ現象は、滿洲の小部落にはよく見る例で、此處では三支里を距つ安家窩棚の地主老孫家の牡豚と發情せる此處の牝豚とが、互に嗅ぎ合ひ、遠く畑を横切って歩み寄って來るので、手數がいらない。……夏期には小供の猪管兒をつけて放牧す」とし（五二頁）、前述した如く「此の種豚が如何に畑を荒すとも、之を鞭打つ事が出來ない事になってゐる」（一三三頁）。一緒に調査した同僚との間に、敍述に若干の相違があるにしても、「種豚がどんなに畑を荒しても、その種豚の持ち主が罰款を支拂うようなことは、絶對に聽取しなかった。種牡豚といえば、廣東省陵水で婦が一方の後脚に繩索をつけて、村の中をあるいているのに當面して、村人にきくと、彼女は牽豬婆で種つけをして稼いでいる。ここ海南島の豚（花豬）は、生後五ヵ月もたてば牡豚に交配させ、生後八―一二ヵ月も經てば初產をみる。普通、年に二回分娩し、一腹に八―一〇頭の仔をもつ。そして生後三―一五日もすれば、去勢する。多く放飼され、私の旅日誌には、籐橋に近づいて處々に野生のサボテンが群生して黄色の花をつけ、眞黑の山羊や腹の白い豚が放されて飼を漁っているとある。併し作物を荒らした場合の措置は、聞いていない。

ところで收穫の終った田畑での落穗・殘果が自由に採集できる慣行は、舊くから認められ、私も江蘇の松江華陽橋の稻作調査時に目擊したし、また山東の濟南に留學した時、收穫後の落花生畑で人と豚が爭って殘留するものをあさっているのを見て來た。青島にいたW・ワグナーの『中國農書』（邦譯）下卷五六四頁には「作物を收穫した後の落穗は、何びとが取るも構わぬことになっているので、企業心に富んだ中國人は、秋にその財政能力に應じて一小豚群を買い集め、それらを出來るだけ長く冬期間休耕している畑に放牧して、やがて肥えたころに屠殺場に賣っている」とある。旗田君の本書一〇二頁にも「蒙古から羊群をつれて北京にむかうものは、途中の村々の畑に羊群をいれて枯れ草をたべさせながら旅をつづける。そのとき羊群の引率者は誰にことわることもなく、自由に畑に羊をいれ草をくわせる。……とにかく大多數の村々において、放牧の制限は全くない」とある。

尤もそのすぐあとで、「ところが山東省歷城縣の冷水溝および路家莊の地方では、……水田が多く、放牧によって水田があらされるおそれがある。そのため放牧は一切禁止になっている」と、旗田君は畜獸の放牧について、こうした發言をされたが、所謂北京鴨子の放養には一言も無い。ここで私はJ・L・バック敎授が江蘇（江北）の興化縣で家鴨の飼主達が部落の橋梁や道路を修理する費用を

支拂うことによって、家鴨の群を農民の田畑に放飼する特權を與えられていると"Chinese Farm Economy." 1930. で報告するし、私は廣東省（海南島）の嘉積・陵水・九所の三ヵ所で「鴨租」なるものを敎えられた。陵水では民田・公田にかかわらず、割稻後の水田に鴨子を放飼し、落穗で之を肥腦させた場合、その管轄の團董が飼主から鴨租（放飼料）を徵する。（その使途については調査洩れ）。鴨子の飼主は、專門に之を飼う漢人で、四、五百羽も飼えば年に三、四十元の鴨租を納めた。嘉積でも、收穫後二週間ぐらい鴨子の放飼が認められ、その鴨租は村の學校經費に充てられる。九所では、新曆十二月中旬から約一ヵ月の間、鴨子を飼う專業者が遠方から四、五百羽、ときに千五、六百羽の鴨子をつれて假小舍をつくり、田圃の落穗や小魚をあさらせて肥腦させ、餌になるものが無くなると、村に鴨租を支拂って他處に移る。その鴨租は、一千工田（約五〇ヘクタール）につき、二、三十元のわりで、それが村の收入となって土木工費や保長の津貼になると聽かされた（一九四二―三年調査）。

話を「看靑」に戻して、私は作物盗人の措置をとりあげたい。旗田君の良鄕縣吳店村調査は誠に詳しく、看靑的が盗人をつかまえたら「廟に連行し、〔村政の一切を處理する〕公會の世話人に引き渡す。その世話人が集って相談し、「盗人の狀況によって處罰の程度に輕重をつける」。「多くの場合に、罰金で……公用のランプ・提灯・茶・机・鍋・爆竹等を買う。爆竹を買うのが多いともいわれる。その爆竹は正月にならすが、その音をきくと盗人は恥しがるという」。いっぽう「被害者にたいする物質的保證はない。極貧者には罰金を與えることもあるが、ごくまれであり、普通の人は貰えない」と（二〇四―五頁）。順義縣沙井村では、「看靑夫が盗人をとらえた時には、……村公所のある廟につれてゆき、」「處罰は村長や會首の意見できめる。そこに一般村民が意見を出すことはない」。「輕い時には、盗人に多少の金を出させて線香を買い、廟で燒香し、將來盗まぬように誓わせる」と（二〇九―二一〇頁）。また歷城縣冷水溝莊では、「看坡的は盗人を莊公所へつれて行き、……莊長は保長甲長等、村の世話人の考えをきいた上で、盗人を處分する。路家莊では莊長・保長・甲長・被害者・看坡的が集り、處分方法を相談する。そして罰則を示す「告白」を示し（二一七頁）、「罰金は、小額なら全部被害者に渡し、多額の時には……一部を村の公共費にくり入れる」と。

ここでは作物盗人のさばきは「莊公所」、「村公所のある廟」、「廟」で行われるようだが、私が華中の江蘇省無錫の榮巷鎭で見聞した桑葉泥捧のさばきは、鎭公所のすぐ向いの「茶館」で行われた。いったい中國の農村で茶館ほど魅力を覺えさすものは少なかろう。竹內實君の隨筆集の題名に『茶館』とつけられたのも、そこにあろう。僅か一瓶の湯茶に數錢を投じさえすれば、好き勝手な世間話を口にして喜怒哀樂をともに感じ、狹い見識を廣め、他人の玩ぶ麻雀やポーカーを立ち見している。田舍に生活する人々も、市鎭に交易に來た序でに一休みして、ニュースも仕入れて歸る。また他鄕から仕事を求めて來る男は、茶館の常連たるボスをたよって求職の世話を依賴する。われわれが來る少し前、横山村の侯某が桑葉を盗んだ現場を所有主に抑えられ、證人と一緒にこの鎭公所に來た。鎭長は彼等を茶館に伴ない、たまたまそこに集まった人達の前で公判

に付し、その罪狀の明白なことから、百五十元の罰金を課した。百五十元といえば、その年の春繭五十斤の價格であり、彼は蠶繭を賣った代金からこの罰金を納める約束で釋放された。そしてそれが端午の節句とその翌日、西郊の馮大王廟の前の舞臺で、旅役者を招いて村芝居が朝の十時から夕方の六時までうたれ、約五百人の觀衆がてんでに椅子持參で觀劇したものだ。この芝居に要した諸掛り六五六元の明細書が、茶館の壁に貼られていて、私が鎭長から聽いた話では、上記の桑葉罰款だけでは大きく不足するので、近郷の桑園主や養魚池主の有志が此の茶館に集まって相談し、双方が半額づつを分擔し、それを各戸に割りあてたのである。すなわち鄉鎭の茶館が、村民の社會生活のために不可缺の機關となり、それが單なる娯樂の場所としてだけでなく、鄉村の自治に關連した行政・司法の面でも活用され、桑葉盜人が茶館内で公衆の面前で巧みに裁かれ、罰金も村民達の最も樂しみとするものに使われた。ただ百五十元の罰金が、どのようにして決定されたかを聽かなかった手落ちがある。その點、本書二一七頁で歷城縣蘇家莊の罰則（一九四〇年）として高粱・穀（あわ）・黍稷（きび）一穗壹角、豆子一稞壹角、梆子一個肆角、また二〇三頁で良鄉縣吳店村の罰則として「偸玉米、按一元以上十五元以下之罰金。在七月一日以前、如有劈高粱葉者、一元至五元罰之。……。如有牲畜故意踐踏禾苗、偸食五穀、按一元至二十元罰之」を示され、一九八頁で昌黎縣侯家營では「罰金の額は、被害の多少によるのではなく、盜んだ人の貧富により、斟酌してきめるので、一定しない」とし、一八一頁で恩縣前家寨では「盜人をとらえた時に、夜の盜人は五圓、晝の盜人は三圓の罰金を取る」と述べられた點、そこに夫々の處置の仕方が見出され、興味ふかい。

さて村での裁判も、華南の調査旅行でまたちがったものに會った。私は五ヵ月あまり海南島に滯在して、旗田君の同僚だった鹽見金五郎君らと土地慣行調査をした。ここの漢人といえば福建籍と廣東籍が大半を占め、しかも多く聚族して居る。卽ちよしんば全村が一姓一族で構成していなくでも、同族が聚住するのが、華南村落の特徵である。そして先祖の位牌を安置した宗祠＝祠堂で、通常春秋二回祭祀が行われ、更に一族に關する重要措置が、ここで議せられる。すなわち宗祠は、村民の集會所となり、村の行政・司法の中樞地となる。同族村落での紛爭は、殆んど宗祠で處理され、解決のできぬ場合にのみ、官憲の手を煩わす。崖縣で聽いた族内裁判では、輕微な罪だと、族長が訓戒し、祠堂で數時間正座させる、之を「罰跪」という。窃盜行爲に對しては、宗祠の柱に縛って戒尺で二、三十毆る。重罪と認めれば、族譜から除名し、村外に追放する。之を「出族」という。私は、「解放前の華南農村の一性格」なる一文を『追手門學院大學文學部紀要』第三號（一九六九年刊）で、同族村落とその景觀・宗祠の役割・嬶館・械鬪等々、北方の村落ではなかなか遭遇せぬような狀況を指摘しておいた。

いっぽう東北の吉林省懷德縣大泉眼部落の調査をやったみぎり（一九三三年三月初）、四十五戸の小村だが、我々の滯在中、農家の引越しが目立ち、――村民たちがその「搬家」の手傳さえしていた――調査の結果、村外移住者八戸、來住者八戸、なお村内でのやどがえが若干あり、聽けば舊曆二月と八月が引越し時期だとのこと。四十五戸のうち最多數を占めるのが農業勞働者で十九戸（四二%）、ついで小作農十三戸（二九%）、地主五戸（一一%）、その他八戸（一八%）といい、一八二〇年の蒙地の開放後に熱河省から移

住したのが、草分け地主だと聞かされた。同じく懐德縣楡樹林屯九二戸の調査でも農業勞働者が三五戸（三八％）を占め、その中に新たに引越して來、雇主の家に住み込むなり、村で一軒借りて通うものもあった。この部落に我々同僚數人を一年間住み込ませて調査をしたその一人・海野磯雄君の報告（一九四三年）が、たまたま旗田君の「村の人—村民の資格」（一二〇—一六四頁）とも關連するので、之を紹介しておく。それは三月十六日のこと、年工（年雇い）契約が披露される「吃犒勞」の宴が催された。すなわち雇主は、雇人や家人のために主食は稻米のめしで、料理は八碗八碟（八汁八菜）という特別の弛走を用意して、近鄰人や親戚を招き、席上、主人が年工一人一人の仕事に細かい注意を與えたあと、年工の頭が代表して答辭を述べてのち、年工は年工同志で食卓を圍み、家人は親戚・近鄰の食卓の間にはいってもてなす。この「吃犒勞」は、「一つには雇傭主や年工や家族のために、これから先の耕種勞働に先立ってその勞を犒う意味で饗應すること、二つには雇傭主と年工との雇傭契約を屯（むら）の人々の前に披露し、雇傭關係を社會的に成立させるということから行われるのである。これによって年工たちは、はじめて部落の一員として生活できるようになり、鄰り近所の人々とも親しく話ができるようになる」（「部落日記—三月」『滿鐵調査月報』第二三卷第十二號一五二頁、一九四三年刊）。

旗田君が第五章村の土地と村の人—村の境界と村民の資格で、一〇〇頁餘にわたって詳述された最後の總括—村の土地と村の人との乖離も、氏が調査對象とされた二省數ヵ村から導き出されたもの自體、自ら「以上の論述ですぐ結論を出すのは早計であり、さらに多くの事項を見きわめた上で結論を下すべきだと思う」と發言されながら、そのあとで「ただ從來考えられたような村落共同體でないこと、少なくとも村落共同體という概念で簡單に割りきるべきでないことはたしかだと思う」と。私に云わせるとこれも「過言」であろう。中國研究者の間に「村落共同體」といった定型概念がいったい定着しているのか、マルクスの見解のほか、若い學徒の共同體論がしばしば論ぜられるとき、きっと此の旗田君の勞作が無造作に引用される。私はその無造作の引用で自說を論證せんとする新人の態度に遺憾さを覺え、おもいきって筆を執ったもので、本書第二部の諸章に對し深甚な敬意を表するし、私自身も滿鐵側の一員として、東大法學部・京大經濟學部の諸教授と共に、この慣行調査事業に參畫していただけに、數年間華北で調査にあたった諸君のなかから、この旗田君の著書と內田智雄君の家族についての勞作が出たにすぎず、あとは論文が少なからず出たものの、華中の商工業慣行調査の成果としての論文同樣、簡單にさがし出せない狀態におかれている。尨大な費用を滿鐵がかけて、數年間ほぼ三十人あまりの調査員を擁したこの事業を考えるとき、華北のそれは『中國農村慣行調査』全六卷が出版されたものの、やはり素材の提供にすぎず。二十年間滿鐵の調査マンとして育った私には、一沫の寂しさを覺えると共に、この旗田君の大作に心からの敬意を表している。本書のあらさがしに終ったようなものの、これだけのものは竝大抵のことでできるものではない。

（枚方市菊丘町五ノ十三　天野元之助）